

令和5年7月3日

治山林道課長

令和5年7月高知県森林整備保全事業に係る積算基準の改正について（通知）

このことについて、林野庁において、令和5年3月に森林整備保全事業標準歩掛等が一部改正されました。つきましては、本県の森林整備保全事業に係る積算基準についても、下記のとおり改正内容の一部を適用することとしましたので通知します。

記

1 適用する改正通知一覧

- ・ 森林整備保全事業標準歩掛の制定について
- ・ 森林整備保全事業設計積算要領の制定について
- ・ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について
- ・ 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について
- ・ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について
- ・ 森林整備保全事業工事標準仕様書の制定について
- ・ 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について
- ・ 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について

2 適用除外

- ・ 「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」に係る林道土工における施工土量5,000m³未満の作業
- ・ 「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」に係る山腹工設計

3 他留意点

- ・ 積算にあたっては治山林道事業留意事項及びその他積算に関する通知など各積算基準を参照すること。

4 適用年月日

令和5年7月1日以降の設計積算に係るものから適用とする。